

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件

原告 青木 敏 外

被告 九州電力株式会社 外1名

原告ら準備書面1

平成25年1月9日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美



同 板 井 優



同 後 藤 好 成



同 白 鳥 努 外



頭書事件につき、原告らは、以下のとおり、弁論を準備する。なお、略語等は従前の例による。

第1 本準備書面の目的

本準備書面は、被告国の答弁書において、原告らの被告国に対する請求が、川内原発の操業を停止させるために「公権力の発動として、本件施設の原子炉の設置許可の取消し、その運転停止、原子炉施設の使用停止等の行政上の規制権限を行使することを求める趣旨を必然的に含むものである」から、民事訴訟としては不適法である旨主張するため、これに対する反論を行うものである。

第2 被告国に対する訴えは適法であること

1 はじめに

原告らは、被告国に対し、公権力の行使によって川内原発の操業の差し止めを求めているのではなく、「川内原発が存在していること」自体によって原告らの人格権及び生存権が侵害されていることを根拠として、被告国に対し、公権力の行使によらない方法によって操業の差し止めを求めているのであって、被告国に対する請求は民事訴訟として適法な訴えである。

2 被告国は特別の法令に依拠することなく原発政策を実現させてきたこと

川内原発は、被告九州電力が所有し、操業を行っているものであるが、原子力発電が核兵器製造技術と技術的関連性を有していること等から、民間の電力会社が単独で行いうる事業ではなく、原子力政策に基づく国の積極的な関与があつて初めて実現が可能な事業である。

そして、国の原発への関与形態は、公権力の行使に限定されるわけではない。

すなわち、これまで被告国は、原子力損害賠償法制定等の原発の操業を可能とする政策や、電気事業法上の総括原価方式の採用といった電力会社を法的に保護する政策等を通じて、原発操業を行う電力会社を優遇するとともに、強い影響力を行使してきた。

そして、こうした歴史的経緯から、被告国は、電力会社に対して特別の法令に依拠しない行政指導ないしは事実行為を行うことによって原子力政策を実現させてきた。

例えば、いわゆる3・11事故以降に実施された中部電力浜岡原発の運転停止や関西電力大飯原発の再稼働に関して、被告国は、原子力政策上の目的実現のため、内閣総理大臣が電力会社に対して運転停止を求め、あるいは、国民に再稼働の理解を求める記者会見を行うなどの行政指導ないしは事実行為の形態をとって積極的に関与し、それぞれの原発の運転停止あるいは再稼働を実現させている。

浜岡原発の運転停止及び大飯原発の再稼働は、被告国の原子力政策の変更に伴って実現したものであるが、その実現のために、被告国が「公権力

の行使」としての設置許可の取消しや変更ないしその発動を行った事実はない。

このように、被告国は、特別の法令に依拠することなく、行政指導ないし事実行為という公権力の行使によらない方法によって、原発の操業をコントロールすることができる能力を有している。

今回、原告らが人格権及び生存権侵害を理由として被告国に対して求めているのは、上記のような原子力政策の変更に伴う行政指導ないしは事実行為の実施による川内原発の操業停止であって、行政規制権限を行使することによって操業停止を求めるものではないから、本件訴えは民事訴訟として適法な訴えである。

第3 今後の主張・立証の予定について

今後、原告らは、原発が国家が関与することが必要不可欠な特殊な事業であること、電力会社に対して特別の法令に依拠することなく行政指導ないしは事実行為によって、被告国が原発の操業をコントロールすることができる能力を有していることを、順次、主張・立証していく予定である。

以 上